

トランスウェブは、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関する宣言に挙げられた ILO 中核的労働基準」に表明されている人権を尊重します。また、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、事業活動においてその実践に向けて取り組みます。また、国内における人権及び労働に関する法令を遵守していきます。

1. 基本方針

人権意識の組織定着と高度化を図るべく、経営陣自らが先頭に立ち、以下の事項に取り組んでいきます。

- ・人権にかかわるリスク評価と対応を、重要な経営課題の一つとして継続的に行い、本指針の見直しも含め、高度化していきます。
- ・本指針を含めた、人権尊重の考え方を、組織に浸透するよう、役職員に適切な教育を行います。

2. 特に重要視する事項

・賃金と労働時間の管理

労働時間・休日を適切に管理し、関係する法令を遵守します。また、適切に管理された労働時間をもとに、公正な賃金支給を行います。

・多様性の確保と差別・ハラスメントの禁止

性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、性的指向、性自認、障がい、配偶者や子の有無等いかなる理由の差別も認めません。また、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等、あらゆる形態のハラスメントを一切認めません。こうした取り組みにより、多様性のある組織作りを実現します。

・児童労働と若年労働者

子供たちの教育機会を守り、またその発達を阻害させないために、いかなる児童就労を許容しません。また18歳未満の若年労働者に時間外労働をさせず、健康・安全を守るとともに教育機会を確保します。

・強制労働の排除及び倫理的な採用

何らかの罰則等の脅しや警備等の監視などによる、強制労働及び強制残業等を行わず、法令に基づいた適正な労働時間管理と賃金支払いを行います。また、採用においても、いかなる差別を認めず、公正かつ透明な方法で合法的に労働者を雇用します。

・結社と団体交渉の自由

社員が結社をする自由と結社をしない自由を尊重します。団体交渉の自由を尊重するだけでなく、会社と社員の対話を実施していきます。

本指針は、トランスウェブの全役職員に適用されます。

2024年10月15日

代表取締役 前澤 武

